

令和6年度介護報酬改定について (地域密着型通所介護)

美作市役所 健康政策課 介護保険係

令和6年度介護報酬改定の 施行時期について

令和6年度介護報酬改定の施行時期については、令和6年度診療報酬改定が令和6年6月1日施行とされたこと等を踏まえ、以下の通りとなりました。(厚生労働省老健局老人保健課 令和5年12月27日 事務連絡)

6月施行とするサービス

居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション

4月施行とするサービス

上記以外のサービス

令和6年度介護報酬改定に関する 審議報告について

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36975.html

The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare. At the top left is the logo with the text "ひと、くらし、みらいのために" and "厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare". A navigation menu includes "本文へ", "お問い合わせ窓口", "よくある御質問", "サイトマップ", and "国民参加の場". A search bar with "Google カスタム検索" and a "検索" button is present. A blue navigation bar contains links for "テーマ別に探す", "報道・広報", "政策について", "厚生労働省について", "統計情報・白書", "所管の法令等", and "申請・募集・情報公開". The breadcrumb trail reads: "ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 社会保障審議会(介護給付費分科会) > 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告". The main heading is "令和6年度介護報酬改定に関する審議報告". Below it are two PDF links: "令和6年度介護報酬改定に関する審議報告の概要 [1021KB]" and "令和6年度介護報酬改定に関する審議報告 [1.8MB]". On the right, a sidebar menu lists "政策について", "分野別の政策一覧", and "組織別の政策一覧".

もくじ ①

1 基本報酬の改定	6
2 通所介護費等の所要時間の取扱いの明確化	7
3 送迎に係る取扱いの明確化	8
4 業務継続計画未実施減算	9
5 高齢者虐待防止措置未実施減算	10
6 身体的拘束等の適正化の推進	11
7 認知症加算の見直し	12
8 入浴介助加算の見直し	13
9 科学的介護推進体制加算の見直し	15
10 ADL維持加算	16

もくじ ②

11 介護職員の処遇改善	17
12 外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し	19
13 個別機能訓練加算の見直	20
14 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び 中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の 対象地域の明確化	22
15 「書面掲示」の見直し.....	23

※各改定事項概要欄の上部に、対象サービスを記載(介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記)しています。

地域密着型通所介護

1 基本報酬の改定

7時間以上8時間未満の場合(1回あたり)

	<現行>		<改定後>
要介護1	750単位	➔	753単位
要介護2	887単位		890単位
要介護3	1,028単位		1,032単位
要介護4	1,168単位		1,172単位
要介護5	1,308単位		1,312単位
療養通所介護		➔	
療養通所介護	12,691単位		12,785単位 (1月あたり)
短期利用の場合	(新設)		1,335単位 (1日あたり)

豪雪地帯等において急な気象状況の悪化等があった場合の

2 通所介護費等の所要時間の取扱いの明確化

通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★ 通所リハビリテーション

1 概要

豪雪地帯等において、積雪等のやむを得ない事情の中でも継続的なサービス提供を行う観点から、通所介護費等の所要時間について、利用者の心身の状況(急な体調不良等)に限らず、積雪等をはじめとする急な気象状況の悪化等によるやむを得ない事情についても考慮することとする。

2 算定要件

現行の所要時間による区分の取扱いにおいては、現に要した時間ではなく、計画に位置づけられた内容の通所介護等を行うための標準的な時間によることとされているところ、実際の通所介護等の提供が計画上の所要時間よりも、やむを得ず短くなった場合には計画上の単位数を算定して差し支えないものとしている。

上記「やむを得ず短くなった場合」には、当日の利用者の心身の状況に加えて、**降雪等の急な気象状況の悪化等により、利用者宅と事業所間の送迎に平時よりも時間を要した場合**も該当する。

なお、計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、計画を変更の上、変更後の所要時間に応じた単位数を算定すること。

3 送迎に係る取扱いの明確化

通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護 通所リハビリテーション、療養通所介護

1 概要

通所系サービスにおける送迎について、利便性の向上や運転専任職の人材不足等に対応する観点から、送迎先について利用者の居住実態のある場所を含めるとともに、他の介護事業所や障害福祉サービス事業所の利用者との同乗を可能とする。

(送迎の範囲について)

○ 利用者の送迎について、利用者の自宅と事業所間の送迎を原則とするが、**運営上支障が無く、利用者の居住実態(例えば、近隣の親戚の家)がある場所に限り**、当該場所への送迎を可能とする。

(他介護事業所利用者との同乗について)

○ 介護サービス事業所において、他事業所の従業員が自事業所と雇用契約を結び、自事業所の従業員として送迎を行う場合や、委託契約において送迎業務を委託している場合(共同での委託を含む)には、責任の所在等を明確にした上で、**他事業所の利用者との同乗を可能とする**。

(障害福祉サービス利用者との同乗について)

○ 障害福祉サービス事業所が介護サービス事業所と雇用契約や委託契約(共同での委託を含む)を結んだ場合においても、責任の所在等を明確にした上で、**障害福祉サービス事業所の利用者も同乗することを可能とする**。
※なお、この場合の障害福祉サービス事業所とは、同一敷地内事業所や併設・隣接事業所など、利用者の利便性を損なわない範囲内の事業所とする。

感染症や災害への対応力向上

4 業務継続計画未実施減算

<経過措置 1年間※>

全サービス(居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く)

1 概要

感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の際は、基本報酬を減産する。(経過措置1年間※)

2 改定後の単位数

<現行>
なし



<改定後>

業務継続計画未実施減算

施設・居住系サービス 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算(新設)

その他のサービス 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算(新設)

3 算定要件

以下の基準に適合していない場合(新設)

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
- ② 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画の策定」を行っている場合には、減算を適用しない。

※ 訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

高齢者虐待防止の推進

5 高齢者虐待防止措置未実施減算

全サービス(居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く)

1 概要

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

2 改定後の単位数

<現行>
なし



<改定後>

高齢者虐待防止措置未実施減算
所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算(新設)

3 算定要件

虐待の発生又はその再発を防止するための①～④の措置が講じられていない場合(新設)

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ②虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ④上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

6 身体的拘束等の適正化の推進

訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★
特定福祉用具販売★、居宅介護支援★

1 概要

訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。

2 基準

- ①利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- ②身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

7 認知症加算の見直し

通所介護、地域密着型通所介護

1 概要

- ①事業所全体で認知症利用者に対応する観点から、従業者に対する認知症ケアに関する個別事例の検討や技術的指導に係る会議等を定期的を開催することを求めることとする。
- ②また、利用者に占める認知症の方の割合に係る要件を緩和する。

2 改定後の単位数

<現行>

認知症加算60単位/日



<改定後>

変更なし

3 算定要件

- ①看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。
- ②前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が100分の15以上であること。
- ③指定通所介護・指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護・指定地域密着型通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修又は認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を1名以上配置していること。
- ④当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議を定期的で開催していること。(新設)**

8 入浴介助加算の見直し

通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★
通所リハビリテーション(加算Ⅱのみ)

1 概要

・加算の改定

通所介護等における入浴介助加算について、入浴介助技術の向上や利用者の居宅における自立した入浴の取組を促進する観点から、以下の見直しを行う。

2 改定後の単位数

<現行>

入浴介助加算(Ⅰ) 40単位/日

入浴介助加算(Ⅱ) 55単位/日



<改定後>

変更なし

3 算定要件

現行の入浴介助加算(Ⅰ)(Ⅱ)に加えて、

(Ⅰ)…入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うことを新たな要件として設ける。

(Ⅱ)…医師等に代わり介護職員が訪問し、医師等の指示のもと情報通信機器等を活用して状況把握を行い、

医師等が評価・助言する場合においても算定可能とする。

リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等

8 入浴介助加算の見直し

<入浴介助加算（Ⅰ）>

<入浴介助加算（Ⅱ）> 入浴介助加算（Ⅰ）の要件に加えて

通所介護事業所

入浴介助の実施

入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。

研修等の実施

入浴介助を行う職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。

利用者宅

利用者宅を訪問

利用者宅の浴室の環境を確認

<訪問可能な職種>

医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者

+

医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が評価・助言を行っても差し支えない

通所介護事業所

個別入浴計画を作成

機能訓練指導員等が共同して、医師等と連携の下で、利用者の身体の状況、訪問により把握した浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成。なお、通所介護計画への記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができる。

個別に入浴を実施

個浴又は利用者の居宅の状況に近い環境（福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているもの）で、入浴介助を行う。

居宅介護支援事業所・福祉用具販売事業所等

利用者宅の浴室が、利用者自身又は家族の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合

訪問した医師等が、介護支援専門員、福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の購入・住宅改修等環境整備等を助言する。

※ 黒字下線部 → 留意事項通知やQ&Aで示している内容を告示に明記した部分。 赤字 → 新規追加部分。

LIFEを活用した質の高い介護

9 科学的介護推進体制加算の見直し

通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★
特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護
小規模多機能型居宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護
介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
介護老人保健施設、介護医療院

1 概要

科学的介護推進体制加算について、質の高い情報の収集・分析を可能とし、入力負担を軽減し科学的介護を推進する観点から、見直しを行う。

2 算定要件

①LIFEへのデータ提出頻度について、他のLIFE関連加算と合わせ、少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直す。

②その他、LIFE関連加算に共通した見直しを実施。

<入力負担軽減に向けたLIFE関連加算に共通する見直し>

- ・入力項目の定義の明確化や、他の加算と共通する項目の選択肢を統一化する。
- ・同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一できるようにする。

LIFEを活用した質の高い介護

10 ADL維持加算

通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

算定要件

<現行>

ADL維持等加算(Ⅰ) ADL利得が1以上
ADL維持等加算(Ⅱ) ADL利得が2以上



<改定後>

ADL維持等加算(Ⅰ) ADL利得が1以上
ADL維持等加算(Ⅱ) ADL利得が3以上(変更)

・ADL維持等加算利得の計算方法について、初回の要介護認定があった月から起算して12月以内である者の場合や他の事業所が提供するリハビリテーションを併用している場合における要件を簡素化する。

11 介護職員の処遇改善①<令和6年6月施行>

訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護
認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★
短期入所療養介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護★
認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院

1 概要

・加算の新設

①介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引き上げを行う。

②介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。

※ 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。

11 介護職員の処遇改善② <令和6年6月施行>

算定要件

- ①一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。
 - ②新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
- ※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率(※)

既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字

加算率(※)	区分	新加算の要件	対応する現行の加算等(※)	新加算の趣旨
【24.5%】	I	新加算(Ⅱ)に加え、以下の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること(訪問介護の場合、介護福祉士30%以上) 	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【13.7%】 b. 特定処遇加算(Ⅰ)【6.3%】 c. ベースアップ等支援加算【2.4%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【22.4%】	Ⅱ	新加算(Ⅲ)に加え、以下の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 グループごとの配分ルール【撤廃】 	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【13.7%】 b. 特定処遇加算(Ⅱ)【4.2%】 c. ベースアップ等支援加算【2.4%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【18.2%】	Ⅲ	新加算(Ⅳ)に加え、以下の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備 	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【13.7%】 b. ベースアップ等支援加算【2.4%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【14.5%】	Ⅳ	<ul style="list-style-type: none"> 新加算(Ⅳ)の1/2(7.2%)以上を月額賃金で配分 職場環境の改善(職場環境等要件)【見直し】 賃金体系等の整備及び研修の実施等 	a. 処遇改善加算(Ⅱ)【10.0%】 b. ベースアップ等支援加算【2.4%】	介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※：加算率は訪問介護のものを例として記載。

新加算(Ⅰ～Ⅳ)は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。(介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。)

12 外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し

通所系サービス★、短期入所系サービス★、居住系サービス★
多機能系サービス★、施設系サービス

1 概要

①外国人介護職員の日本語能力やケアの習熟度に個人差があることを踏まえ、事業者が、外国人介護職員の日本語能力や指導の実施状況、管理者や指導職員等の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を人員配置基準に算入することについて意思決定を行った場合には、就労開始直後から人員配置基準に算入して差し支えないこととする。

②適切な指導及び支援を行う観点、安全体制の整備の観点から、以下の要件を設ける。

ア 一定の経験のある職員とチームでケアを行う体制とすること。

イ 安全対策担当者の配置、指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備していること。

併せて、両制度の趣旨を踏まえ、人員配置基準への算入の有無にかかわらず、研修又は実習のための指導職員の配置や、計画に基づく技能等の修得や学習への配慮など、法令等に基づき、受入れ施設において適切な指導及び支援体制の確保が必要であることを改めて周知する。

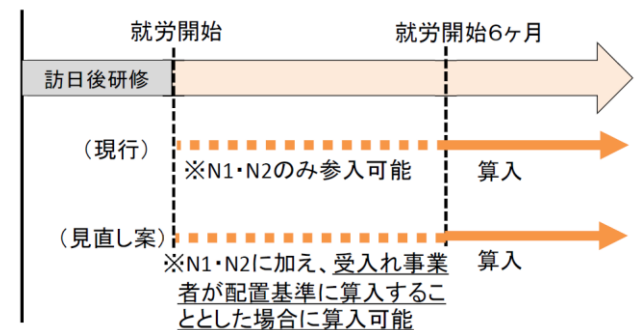
2 算定要件

次のいずれかに該当するものについては、職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなしても差し支えないこととする。

①受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過した外国人介護職員

②受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過していない外国人介護職員であって、受入れ施設に係る事業を行う者が当該外国人介護職員の日本語の能力及び研修の実施状況並びに当該受入れ施設の管理者、研修責任者その他の職員の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなすこととしたもの

③日本語能力試験N1又はN2に合格した者



13 個別機能訓練加算の見直し

通所介護、地域密着型通所介護

1 概要

機能訓練を行う人材の有効活用を図る観点から、個別機能訓練加算(Ⅰ)口において、現行、機能訓練指導員を通所介護等を行う時間帯を通じて1名以上配置しなければならないとしている要件を緩和するとともに、評価の見直しを行う。

2 改定後の単位数

<現行>

個別機能訓練加算(Ⅰ)イ 56単位/日
 個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ 85単位/日
 個別機能訓練加算(Ⅱ) 20単位/月



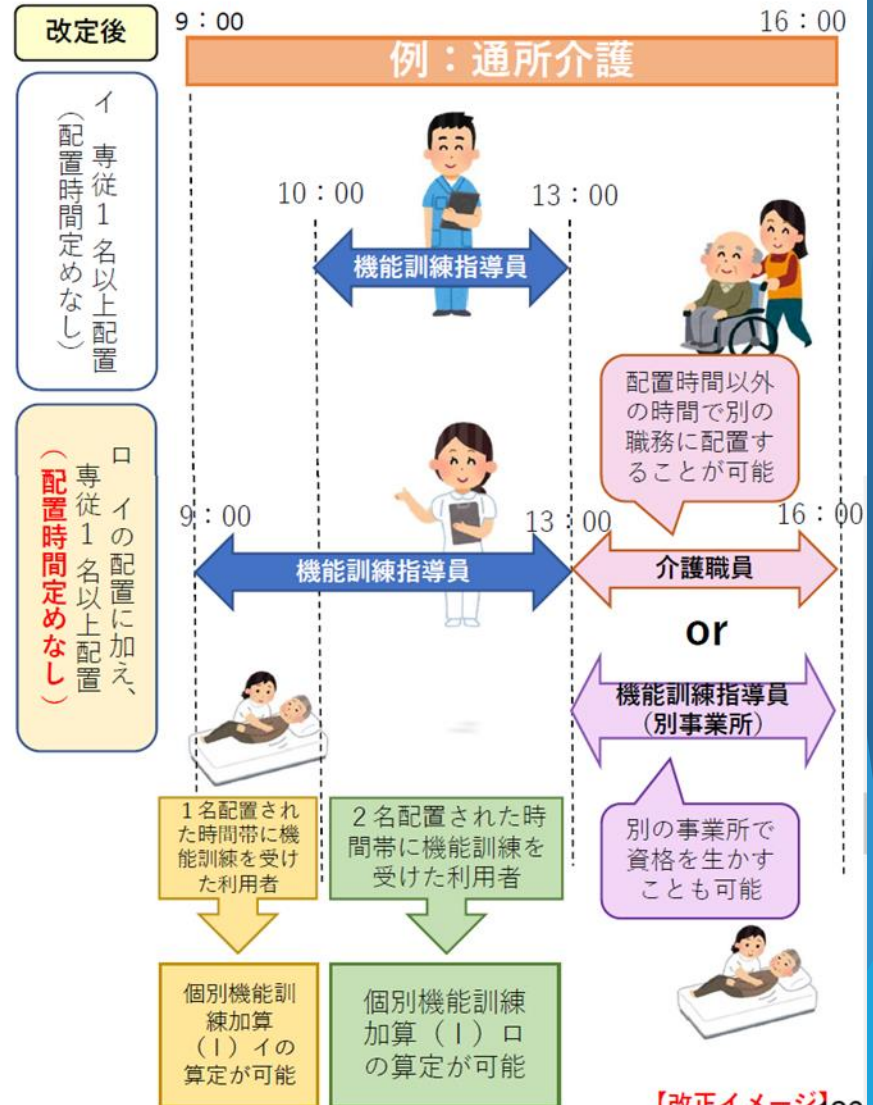
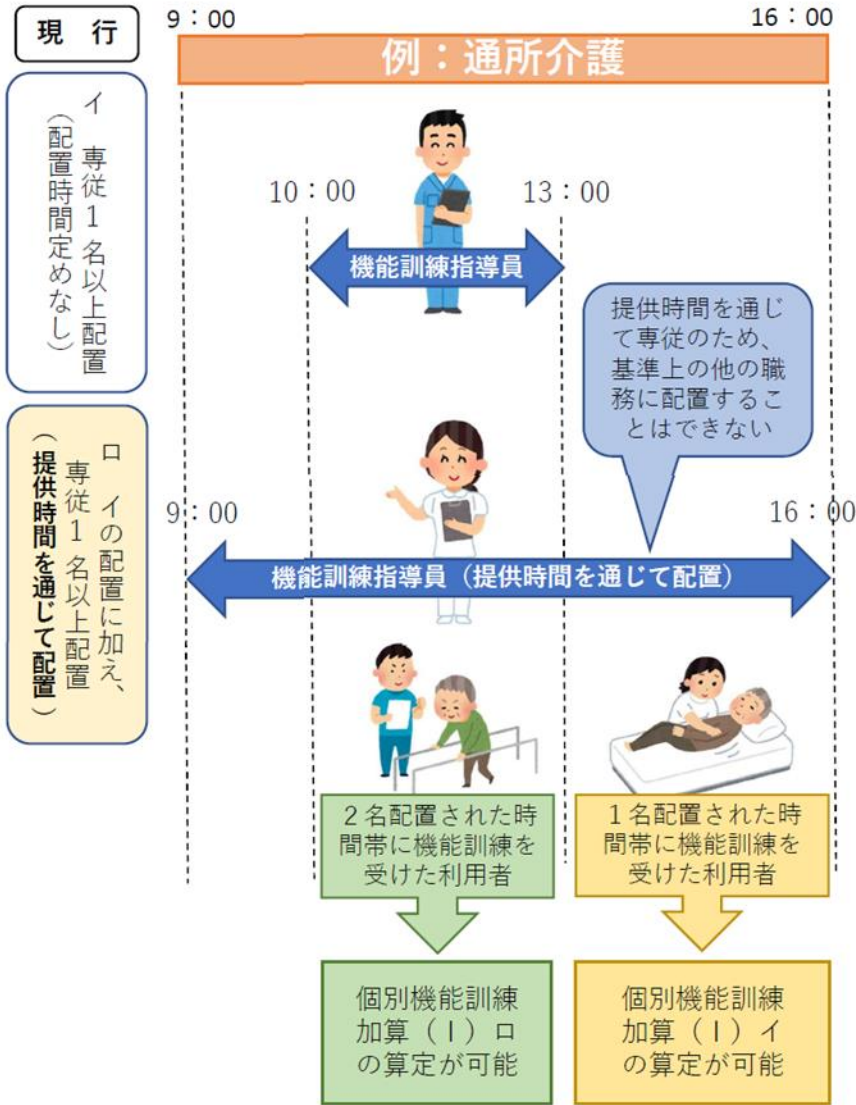
<改定後>

変更なし
 個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ **76単位/日(変更)**
 変更なし

3 算定要件

	個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ
ニーズ把握・情報収集	通所介護・地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員が、利用者の居宅を訪問し、ニーズを把握するとともに、居宅での生活状況を確認。
機能訓練指導員の配置	専従1名以上配置 <u>(配置時間の定めなし)</u> ※ 人員欠如減算・定員超過減算に該当している場合は、個別機能訓練加算を算定しない。 ※ 個別機能訓練加算(Ⅰ)イの配置(専従1名以上配置(配置時間の定めなし))に加え、合計で2名以上の機能訓練指導員を配置している時間帯において算定が可能。
計画作成	居宅訪問で把握したニーズと居宅での生活状況を参考に、多職種共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成。
機能訓練項目	利用者の心身の状況に応じて、身体機能及び生活機能の向上を目的とする機能訓練項目を柔軟に設定。 訓練項目は複数種類を準備し、その選択に当たっては利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助する。
訓練の対象者	5人程度以下の小集団又は個別。
訓練の実施者	機能訓練指導員が直接実施(介護職員等が訓練の補助を行うことは妨げない)
進捗状況の評価	3か月に1回以上実施し、利用者の居宅を訪問した上で、居宅での生活状況を確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行う。

13 個別機能訓練加算の見直し



【改正イメージ】26

14 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化

訪問系サービス★、通所系サービス★、多機能系サービス★
福祉用具貸与★、居宅介護支援

1 概要

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において、「過疎地域」とみなして同法の規定を適用することとされている地域等が、特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の算定対象地域に含まれることを明確化する。

2 基準

	算定要件	単位数
特別地域加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※1）に所在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数に15/100を乗じた単位数
中山間地域等における小規模事業所加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※2）に所在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数に10/100を乗じた単位数
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※3）に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合	所定単位数に5/100を乗じた単位数

※1:①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③振興山村、④小笠原諸島、⑤沖縄の離島、⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域

※2:①豪雪地帯及び特別豪雪地帯、②辺地、③半島振興対策実施地域、④特定農山村、⑤過疎地域

※3:①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③豪雪地帯及び特別豪雪地帯、④辺地、⑤振興山村、⑥小笠原諸島、⑦半島振興対策実施地域、⑧特定農山村地域、⑨過疎地域、⑩沖縄の離島

厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年厚生労働省告示第83号)及び厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号)の規定を以下のように改正する。

<現行>

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域



<改定後>

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第二項により公示された過疎地域

15 「書面掲示」の見直し

<令和7年度から義務付け>

全サービス

1 概要

運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表しなければならないこととする。
(令和7年度から義務付け)

2 改定後の単位数

<現行>

1. 事業者は事業所(施設)の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
2. 事業者は重要事項を記載した書面を事業所(施設)に備え付け、かつ、これらに関係者に自由に閲覧させることにより(略)掲示に変えることができる。



<改定後>

1. 事業者は事業所(施設)の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
2. 事業者は重要事項を記載した書面を事業所(施設)に備え付け、かつ、これらに関係者に自由に閲覧させることにより(略)掲示に変えることができる。
- 3. 事業者は原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。**